

契 約 書（案）

経済産業省共済組合本部長 飯田 祐二（以下「甲」という。）と会社名 役職 氏名（以下「乙」という。）とは、次の条項により、経済産業省共済組合事務システム等に係る機器賃貸借及び保守業務の実施に関し、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 乙は、別紙仕様書に基づき、経済産業省共済組合事務システム等に係る機器賃貸借及び保守業務（以下「業務」という。）を行い、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（履行場所）

第3条 業務の履行場所は、次のとおりとする。

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省大臣官房会計課厚生企画室ほか甲の指定する場所

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和6年●月●日から令和7年3月31日までとする。

2 前項に規定する契約期間は、法令及び共済組合の予算の範囲内において、甲乙協議して変更することができる。

（契約金額）

第5条 契約金額は、●●●円（うち消費税額及び地方消費税額●●●円）とする。

【月額リース料●●●円（うち消費税額及び地方消費税額●●●円）の利用月数（●ヶ月）分】

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

（契約保証金）

第6条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第7条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされたすべての業務を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

(1) 甲は、承諾の時ににおいて本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。

(2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

（一括委任又は一括下請負の禁止等）

第8条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書に基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負させた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

3 乙は、第1項ただし書に基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と約定しなければならない。

（監督等）

第9条 乙は、甲が定める監督職員（以下「監督職員」という。）の監督又は指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

2 乙は、甲が定める監督職員から要求があるときは、業務の進捗状況等について報告しなければならない。

（事情変更）

第10条 甲は、必要がある場合は、乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

2 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改

廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適當となったと認められる場合には、協議して本契約を変更することができる。

- 3 前2項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(業務終了の通知及び検査)

第11条 乙は、第4条に定める契約期間が満了する3カ月前に、本契約の更新について甲に対して協議を申し入れるものとする。

- 2 甲は、前項に基づく協議の申し入れを受けた場合、更新の内容について乙と協議のうえ、次年度の契約を締結するものとする。

- 3 本条の場合において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。

(天災その他不可抗力による損害)

第12条 前条の業務完了の前に、天災その他不可抗力により損害を生じたときは、乙の負担とする。

(対価の支払)

第13条 乙は、当該月の業務を完了したときは、甲に支払請求書を提出する。

- 2 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内の日（当該期間の末日が銀行等の休日に当たるときは、当該末日の前日を当該期間の末日とする。）までの期間（以下「約定期間」という。）内に支払を行わなければならない。

(遅延利息)

第14条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(著作権等)

第15条 本契約における納入物の著作権及び二次的著作物の著作権は、甲に帰属するものとする。

また、甲は本契約における納入物について、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに任意に開示できるものとする。

なお、乙は甲に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。

ただし、本契約において納入されるプログラムの構成部品（モジュール等）のうち、従来よりアプリケーションプログラム供給者等が著作権を有している部品については、当該アプリケーションプログラム供給者に留保されるものとする。

なお、この場合においても、本システムへ利用する目的の範囲に限り、甲は当該アプリケーションプログラム供給者等に権利留保された著作物を自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。

- 2 本契約における納入物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、甲が特に指示した場合を除き、乙は当該著作物の使用に関する一切の責任を負うとともに、その使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を行うこととする。この場合、乙は当該契約等の内容について事前に甲の承認を得ることとし、甲は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

（契約完了後における説明等）

- 第16条 乙は、第11条第1項の規定により提出した納入物に関して、甲から説明又は資料の提出を求められたときは、本契約の完了後においてもこれに応じなければならない。

（契約の解除）

- 第17条 甲は、理由のいかんにかかわらず、乙に対し1か月の予告期間をもつて書面により通知し、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約の全部又は一部を直ちに解除することができる。

（1）乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、履行期限までに業務を完了しないか、又は履行期限までに業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。

（2）乙が正当な事由なく解約を申し出たとき。

（3）本契約に関し、乙又は使用人等に不正の行為があったとき。

（4）前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。

- 3 第2項の規定により、本契約が解除された場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。

- 4 第2項の規定により、本契約が解除された場合、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

- 5 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

（損害賠償）

- 第18条 乙は、第10条第1項若しくは第2項の規定による事情変更の場合又は前条第1項若しくは第2項の規定による解除の場合には、甲に対して損害賠償の請求をしないものとする。

- 2 前条第2項の規定による解除の場合は、甲は、乙に損害賠償を請求できるものとする。

- 3 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

- 4 甲は、契約不適合の履行の追完、違約金の徴収、本契約の解除をしても、なお損害がある場合には、乙に対して損害賠償の請求をすることができる。

- 5 甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求する場合、その契約不適合を知ったときから1年以内に乙に通知することを要するものとする。

(かし担保)

第19条 乙は、甲に引き渡した納入物のかしについては、次の期間担保の責を負うものとする。

(1) かしの発生について、乙に故意又は重大な過失がない場合は、業務完了のときから1年間

(2) 前号の場合以外のかしの発生については、当該かしを発見したときから1年間

2 甲は、前項各号に規定する期間において、かしのある納入物について、乙に相当の期限を定めて修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに当該かしにより通常生ずべき損害に対する賠償の請求をすることができる。

3 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

4 乙が第2項の期限までにかしの修補をしないときは、甲は、乙の負担において第三者にかしの修補をさせることができる。

(秘密の保持)

第20条 乙は、本契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 乙は、前項の秘密の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

3 前各項の規定は、本契約完了後においても適用されるものとする。

(個人情報の取扱い)

第21条 乙は、甲から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項及び第2項に規定する個人情報をいう。）及び行政機関等匿名加工情報等（個人情報保護法第121条に規定する行政機関等匿名加工情報等をいう。）（以下「個人情報等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、個人情報等を取り扱わせる業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下この条において同じ。）に委任し、又は請負わせる場合には、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない。承認を得た第三者の変更及び第三者が再委任又は再下請け等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者及び再下請人等を単に「第三者」という。）。

3 乙は、前項の承認を受けようとする場合には、書面をもって甲に提出しなければならない。甲は、承認をする場合には、条件を付することができる。

4 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(1) 甲から預託された個人情報等を第三者（前項記載の書面の合意をした第三

者を除く。)に提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 甲から預託された個人情報等について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

(3) 本契約に関して自ら収集し、又は作成した個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用すること。

5 乙は、本契約において個人情報等を取り扱う場合には、責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、及び毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理（第三者による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。また、乙は、契約内容の遵守状況及び下請負先（再委託先を含む。）における個人情報等の取扱い状況について、甲に定期的に報告しなければならない。

6 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（第三者を含む。）の事務所、事業場等において、個人情報等の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。

7 乙は、本契約の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解、焼却等の方法により個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄し、書面をもって甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。

8 乙は、甲から預託された個人情報等の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報等により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。

9 乙は、甲から預託された個人情報等以外に、本契約に関して自ら収集又は作成した個人情報等については、個人情報保護法に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。

10 乙は、乙又は第三者の責めに帰すべき事由により、本契約に関連する個人情報等（甲から預託された個人情報等を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。なお、本項その他損害賠償義務を定める本契約の規定は、本契約のその他の違反行為（第三者による違反行為を含む。）に関する乙の損害賠

償義務を排除し、又は制限するものではない。

- 11 本条の規定は、本契約又は請負業務に関連して乙又は第三者が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報等について、本契約を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

(善管義務)

- 第22条 乙は、本契約の実施により取得した財産については、契約終了後においても監督職員の指示があるまで善良な管理者の注意をもって管理し、この目的以外に使用し、又は、利用してはならない。

(資料等の管理)

- 第23条 乙は、甲が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

(契約の公表)

- 第24条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。
- 2 乙は、甲の許可を得ないで委託業務の内容を公表してはならない。

(電磁的記録による作成等)

- 第25条 乙は、本契約により作成することとされている書類等（書類、書面その他の文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、甲が指定した場合を除き、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）の作成をもって、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。
- 2 前項の規定により作成した書類等は、甲の指定する方法により提出しなければならない。なお、提出された書類等は、甲の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に甲に到達したものとみなす。

(法律、規格等の遵守)

- 第26条 乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

(紛争の解決)

- 第27条 本契約について、甲乙協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、両者の協議により選出した第三者に解決のあつせんを求めるものとする。
- 2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は甲乙平等の負担とする。

(補則)

- 第28条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議

により、何時でも変更することができるものとする。

- 2 本契約に関して疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

特記事項

【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 公正取引委員会が独占禁止法第7条第1項若しくは第2項又は第8条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく排除措置命令を行い、確定したとき

ロ 公正取引委員会が独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金納付命令を行い、確定したとき

ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を行わない旨の通知があったとき

- (2) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。次号について同じ。）の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

- (3) 本契約に関し、乙の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与

するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第3条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条の各号のいずれかに該当したときは、第2条又は前条第2項の規定により乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条の各号いずれかに該当したとき、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害を生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5 前2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6 前3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年

5 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 発注者 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
経済産業省共済組合
本部長 飯田 祐二

乙 受注者 住所
会社名
役職 氏名